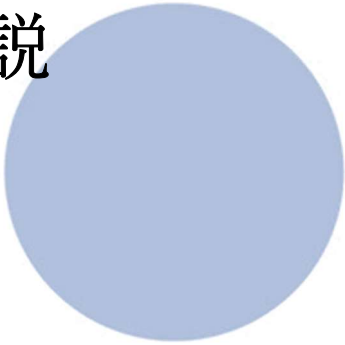


在宅医療・介護多職種連携ネットワーク

MC ネット

運用規程・解説

(案)



令和3年（2021） 9月

一般社団法人 上越医師会

上越地域在宅医療推進センター

お問い合わせ先

エンブレース株式会社M C S サポートデスク

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-7-1 有楽町イトシア 12 階

TEL : 0800-123-6611

E-Mail : support@embrace.co.jp

操作手順 URL

<https://www.medical-care.net/html/start/>

目 次

用語の説明	・ ・ ・ ・ ・ 4
運用規程	・ ・ ・ ・ ・ 5
利用上の留意事項	・ ・ ・ ・ ・ 9
利用開始までの流れ	・ ・ ・ ・ ・ 12
基本設定	・ ・ ・ ・ ・ 13
MC ネット利用申込書	・ ・ ・ ・ ・ 15
MC ネット利用に係る・連携守秘誓約書	・ ・ ・ ・ ・ 16
一括登録代行申込書	・ ・ ・ ・ ・ 17
MC ネット登録変更・中止届書	・ ・ ・ ・ ・ 18
MC ネットを活用しましょう	・ ・ ・ ・ ・ 19
個人情報保護基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 21
MC ネット利用についての同意書	・ ・ ・ ・ ・ 23

用語の説明

【メディカルケアステーション (MCS)】

エンブレース社によって提供される、在宅医療・介護多職種間のコミュニケーションツール。

【MC ネット】

上越地域で MCS を用いて在宅医療・介護多職種間で使用される情報ネットワークの名称。

【連携元事業所】

MC ネットに参加し連携する事業所。

【MCS ユーザー】

MCS を使用して情報共有を行う連携元事業所の職員。

【連携グループ】

特定のテーマのもとに構成される MCS ユーザーの集まりを連携グループという。

- ・ 患者グループ：特定の患者のユーザーのみで構成されるグループ
- ・ 自由グループ：患者の関与しないその他のグループ
- ・ 全ユーザーグループ：MC ネットに参加している全てのユーザーからなるグループ

【患者グループ管理者】

患者グループを作成する権限を持つ介護支援専門員などが管理者となる。

【事業所管理者】

MC ネットの MCS ユーザーが所属する医療・介護事業所の代表管理者。

【MCS 管理者】

MCS を利用して情報共有を行う事業所において、患者情報、個人情報の管理全般や、事業所内の MCS ユーザーの管理監督及び使用する IT 機器管理の責任者。

【サポーター】

患者グループを構成し、患者情報を共有する各事業所のユーザーの集合体。

【タイムライン】

連携グループ内で交わされた情報を継時的に表示したもの。

【アーカイブ機能】

患者死亡時等による連携グループ閉鎖などの場合に、一旦別の領域にタイムラインのデータを移す機能。必要に応じて検索・参照することが可能。

メディカルケアステーション（MC ネット）運用規程

（目的）

第 1 条 この運用規程は、上越医師会の在宅医療推進センターが統括し、上越地域の在宅医療・介護連携における情報の収集・共有のための綱領である。上越地域においてメディカルケアステーション（以下、MCS という。）で使用するソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、上越地域において MCS を適正に利用することに資することを目的とする。

（名称）

第 2 条 本運用規程に基づいて運用される多職種情報ネットワークは、「MC ネット」という。

（法令及びガイドライン）

第 3 条 事業者（連携元事業所）は医師法（昭和 20 年法律第 201 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、MC ネットを利用することとする。

- （１）医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（最新版）
- （２）医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（最新版）

（利用申請及び変更・中止）

第 4 条 新たに MC ネットに参加する事業所は上越医師会に対して以下の文書を提出し、MCS の適正な運用に努めるものとする。

- （１）MC ネット利用申込書（別紙 1）
- （２）MC ネット利用に係る連携守秘誓約書（別紙 2）
- （３）MC ネット一括登録代行申込書（別紙 3）

2 申請内容に変更のある場合又は、異動、・退職などによりシステムの利用を中止する場合は MC ネット利用登録変更・中止届出書を事務局あてに提出するものとする。（別紙 4）

（MCS 管理者の設置）

第 5 条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、「MCS 管理者」を設置し、MCS の管理運用を行う。

（MCS 管理者の責務）

第 6 条 MCS 管理者は MCS の適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- （１）MCS の患者情報、個人情報等の管理全般

- (2) MCS で利用する I T 機器の管理
- (3) MCS の I D の管理
- (4) MCS への施設内ユーザー登録及び削除

(スタッフ誓約書と教育)

第 7 条 事業所管理者は、MCS を利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、MCS 管理者およびユーザーに対して、定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容、教育内容は以下のとおりである。

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしてはならない。
- (3) I T 機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(患者グループ管理者)

第 8 条 患者の情報共有を行うための患者単位のグループ（「患者グループ」という）は当該患者の介護支援専門員などがこれを作成し、患者情報の管理及び当該患者グループの管理を行う。

- (1) MCS へ書き込まれた情報の監視・削除
- (2) MCS の各グループへ招待された施設内外のユーザーの招待承認及びメンバーの承認解除

(医療・介護情報の使用と同意)

第 9 条 対象者の医療・介護情報（以下「情報」という）は、システムで送受信されるすべての情報とする。

- 2 システムを使用して情報を共有する場合は、対象者の同意（「MC ネットに関する同意書」の提出）がなければならない。（別紙 7）
- 3 前項の情報を使用できるのは、対象者及び家族から使用中止の申し出があるまで有効とする。

(MCS 利用上の留意事項)

第 10 条 連携グループ、MCS 管理者及びユーザー、医療介護情報は、別紙の「利用上の留意事項」等を参照し利用する。

(ID・パスワードの管理)

第 11 条 MCS の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。

- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合 8 文字以上とする。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマートフォン、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT 機器のセキュリティ対策)

第 12 条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合 8 文字以上）を設定すること。設定時は推定しやすいパスワードを避ける。
- (2) 情報機器には、定められている以外のアプリケーション（ファイル交換ソフト Winny 等）をインストールしないこと。
- (3) 情報機器（個人の機器を含む）には適切なウイルス対策を施す。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCS の操作においては、定められた手順を守る。
- (7) 緊急回線停止サービスの利用を検討。
- (8) 端末管理・利用者管理（MDM）サービスの利用を検討。
- (9) 事業所より情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で MCS 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) ユーザー個人所有の端末を業務で使用する（BYOD）場合には、紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、(9) と同様の運用を行うものとする。
- (11) 利用機器の紛失・盗難の際には、直ちに他の機器を使い、MCS にアクセスし自分のパスワードを変更し、MCS 管理者に報告すること。（可能であれば、携帯電話会社に連絡して機器のリモートロックやデータの強制消去などの処置を依頼する。）
- (12) 信頼のおける通信回線（携帯電話の回線や施設内の無線 LAN）を使い、街中などの無線 LAN スポットは利用しないこと。
- (13) 売却、返却時、消去ソフトを用いてハードディスク内の情報を完全に消去すること。また、廃棄時はハードディスクを物理的に破損すること。

(利用料)

第 13 条 使用者からの利用料を徴収しないものとする。

(その他)

第 14 条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、各事業所管理者がこれを別に定めることができる。

(運用規定の変更)

第 15 条 この運用規定の変更は、上越地域在宅医療推進センター運営会議にて協議され上越医師会

の承認を得るものとする。

附則

この規程は令和 3 年（2021 年）9 月 1 日から施行する。

MC ネット利用上の留意事項

1 連携元事業所

- ・介護支援専門員などが患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。1つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用は避ける。

(1)グループ名は「(患者氏名)〇〇〇〇さんのグループ」(例：山田花子さんのグループ)とする。

(2)患者が関与しないグループ「自由グループ」の作成には制限を設けない。

- ・連携元事業所は、該当するユーザーが退職した時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループから削除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているサポーターが適切であるかどうかの精査を行う。

2 MCS 管理者

- ・MCS 管理者は、MCS を利用しなくなった患者について、「アーカイブ機能」を使って速やかに保管庫に移し削除する。
- ・MCS 管理者は、MCS の安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーの MCS の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・MCS 管理者も、以下に示す MCS ユーザーの利用方法を遵守する。

3 患者グループ管理者

- ・MCS を利用しなくなった患者が発生した場合、速やかに MCS 管理者へ報告する。

4 MCS ユーザー

- ・情報セキュリティに十分に注意し、MCS の ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- ・患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- ・各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- ・各患者グループへの書き込みは、MCS の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。
- ・MCS のグループごとに常に誰が参加しているのかをわかりやすくするためにも、MCS の個人設定で、スタッフごとにプロフィールを登録する。

本人の顔写真登録を推奨する。(顔写真以外の写真は載せてはならない)

- ・自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。
- ・事業所を退職した時など、MCS を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・MCS ユーザーは、書き込みに際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- ・MCS ユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- ・MCS ユーザーは、MCS のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ・MCS ユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に連絡しその指示に従うこと。

4 医療介護情報の取り扱い

- ・共有する医療・介護情報は下記のとおりとする。

(1)地域連携連絡票

(2)日々の対象者の状況、介護されているご家族の様子等

(3)提供するサービスの内容

(4)画像/動画：皮膚状態/食事形態/歩行時の姿勢/環境整備のために必要な室内写真等

(5)サービス担当者会議等の日程調整

(6)薬剤についての情報（処方内容・服薬管理・薬剤による体調変化等）

(7)医療機関への受診状況、入退院に関すること

(8)医療機関同士での対象者の診療に必要な医療情報の共有（医療機関に限定）

(9)その他（共有する必要がある内容）

- ・システムで取得した情報の取り扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

(1)原則として閲覧している使用者およびその所属機関に、責任の所在が帰属する。

(2)自機関における記録の一部であるという認識を持ち、自機関の記録と同じように慎重に扱わなければならない。

(3)学術目的で使用する場合には対象者またはその家族に別途同意を得たうえ、匿名化を条件に使用することができる。

手順

利用開始までの流れ

この規程内にある「MC ネット運用規程」及び「MC ネット利用上の留意事項」をご参照の上、下記手順ですすめてください。

1. 「MC ネット利用申込書」(別紙1) 及び「連携守秘誓約書」(別紙2) の提出

事業所ごとに上越医師会上越地域在宅医療推進センター（以下センターという）に、次の

①②を提出してください。

① MC ネット利用申込書（別紙1）

② MC ネット利用に係る連携守秘誓約書（別紙2）

2. 「MC ネット一括登録代行申込書」(別紙3) を次の手順でメールで提出

①事業所毎に「MC ネット一括登録代行申込書希望」とセンターにメール送信してください。

メールアドレス：aizawa@ganginet.jp

②センターより①の連携元事業所に「MC ネット一括登録代行申込書」(別紙3) を添付返信いたします。

③②の「MC ネット一括登録代行申込書」に参加希望者全員のメールアドレスを入力の上、センターに返信してください。

④「一括登録を完了しました。各事業所で基本設定が可能です。」と各事業所に報告をします
ので、基本設定を開始してください。

3. 「MC ネットを活用しましょう」(別紙5)「個人情報保護基本方針」(別紙6)「MC ネット利用 についての同意書」(別紙7) の説明と同意書・グループの作成

介護支援専門員などが患者グループ作成時に患者と家族に説明し承諾を依頼してください。

4. 説明会のご案内

必要に応じセンターよりご案内します。

動画は <https://www.medical-care.net/html/start/> にてご確認ください。

5. 一括登録以降に登録追加される場合

招待メールに記載された URL をクリックし、「MC ネット」にログインし、ユーザー情報の登録を行ってください。

6. 患者グループについて

患者グループの招待の範囲（多職種への拡大）については、介護支援専門員などが判断し追加等を行ってください。

7. その他

①参加者全員は「MC ネット」全ユーザーグループに登録されます。

必要時センターよりお知らせを送信させていただきますのでよろしくお願いします。

②MC ネット利用開始後、エンブレース社よりメンテナンスや最新情報及び、新着メッセージの通知等のお知らせが届く場合がありますが、迷惑メール設定がある場合はお知らせが届きませんので、下記2つのドメインを受信する設定にしてください。

「@medical-care.net」 「@embrace.co.jp」

基本設定

※5 ページ 4 に紹介の動画を参照してください。

※在宅医療推進センターがエンブレース社に一括登録後、下記操作（概略）により設定をしてください。

1. 基本設定

①事業所の MCS 管理者がメディカルケアステーションの公式サイトをログインしパスワードを入力する。

②ホーム画面から自施設のスタッフ登録（招待）をする。

2. 全ユーザーのメールアドレス

「全ユーザーグループ」として事前登録してあるので招待の際は、その都度アドレス入力是不要。

3. 患者登録（介護支援専門員などが設定）とスタッフの招待

①ホーム画面の「患者リスト」から患者情報を入力（必須項目のみ）

住所、生年月日等できる範囲で入力可能

②「患者グループ」登録

③「患者リスト」の当該患者の画面からスタッフを「招待」

④招待されたスタッフに「招待メール」が届く

⑤スタッフは「参加」をクリック

⑥患者情報については、患者グループサポーターの合意があれば他の専門職も入力可能

関係書類

MC ネット利用申込書

上越医師会 会長 殿

本事業所において、MC ネットを利用した情報共有を行いたいので、申し込みます。

年 月 日

事業所名

事業所住所 〒

事業所電話番号

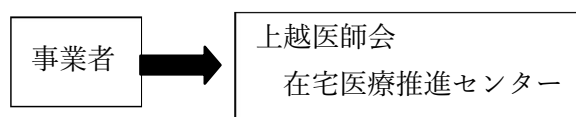
事業所管理者氏名

印

事業所管理者メールアドレス

※複数のスタッフでのメールアドレスの共有はセキュリティ上認められません。

※別途在宅医療推進センターよりメール送付される一括登録代行申込書（別紙 3）に入力の上返信してください。上越地域在宅医療推進センターでまとめて登録します。



【提出先】

〒943-8555 上越市春日野 1 丁目 2-33

上越地域在宅医療推進センター

TEL : 025-520-7500 FAX : 025-520-8686

メール : aizawa@ganginet.jp

MC ネット利用に係る連携守秘誓約書

上越医師会 会長 殿

(連携情報保持の誓約)

第 1 条 私は、MC ネットを利用する事業所の管理者として、MC ネットを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「MC ネット運用規程」（以下、「運用規程」といいます）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」といいます。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

- (1) 患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
- (2) その他連携業務内で知り得た情報（患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます。）
- (3) その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みます。）

(連携情報の管理等)

第 2 条 私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように監督します。

2 私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、運用規程に基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

3 私は、従事者に対して個人情報保護や IT 機器のセキュリティについて教育を実施します。

(利用目的外での使用の禁止)

第 3 条 私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

(退職後の業務情報保持の誓約)

第 4 条 私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

(その他)

第 5 条 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって協議致します。

年 月 日

事業所名

事業所住所

事業所管理者氏名

印

事業所管理者



上越医師会

在宅医療推進センター

<別紙 3>

【書面の送信及び申し込みはメールにて行います。】

MC ネット一括登録代行申込書（メール申し込み）

上越医師会在宅医療推進センター 行き

aizawa@ganginet.jp

事業所【 】

代表者名【 】

☐ 記載されたスタッフは、MCS の利用規約（MC ネット運用規程）について同意し申請します。

申し込み日： 年 月 日

施設情報					スタッフ情報					
事業所名	郵便番号	住所	電話番号	施設の種類	名前	性別	職種	MCS ID（メールアドレス）	管理者*1	MCS 登録状況*2
ABC クリニック	943-1111	上越市千代田町 1-1-1	025-111-1111	クリニック	山田花子	女	医師	abc@gmail.com	○	
					上越一	男	看護師	x yz@ g mail		有

*1：MCS 管理者は、各施設ごとに原則 1 名設定してください。

*2：MCS にすでに登録し利用されている方は「有」と記入してください。

MC ネットのグループに推進センターが招待します。

メールアドレスは、セキュリティの観点からも、おひとりに 1 つご用意をお願い致します。

<別紙 4>

MC ネット利用登録変更・中止届書

上越医師会 会長 殿

本事業所において、MC ネット利用者の変更（追加登録・削除）を行いましたので、以下のとおり通知いたします。

年 月 日

事業所名 _____

住所 _____

電話番号 _____

事業所管理者氏名 _____ 印

記

下記に「MC ネット」に追加登録された方あるいは削除された方をご記入下さい。

※氏名欄の（追加・削除）のいずれかに○をつけてください。

No	ふりがな	職種	メールアドレス	管理者
	追加登録・削除者名			
1	(追加・削除)			
2	(追加・削除)			
3	(追加・削除)			
4	(追加・削除)			

ご利用者・ご家族様へ

<別紙 5>

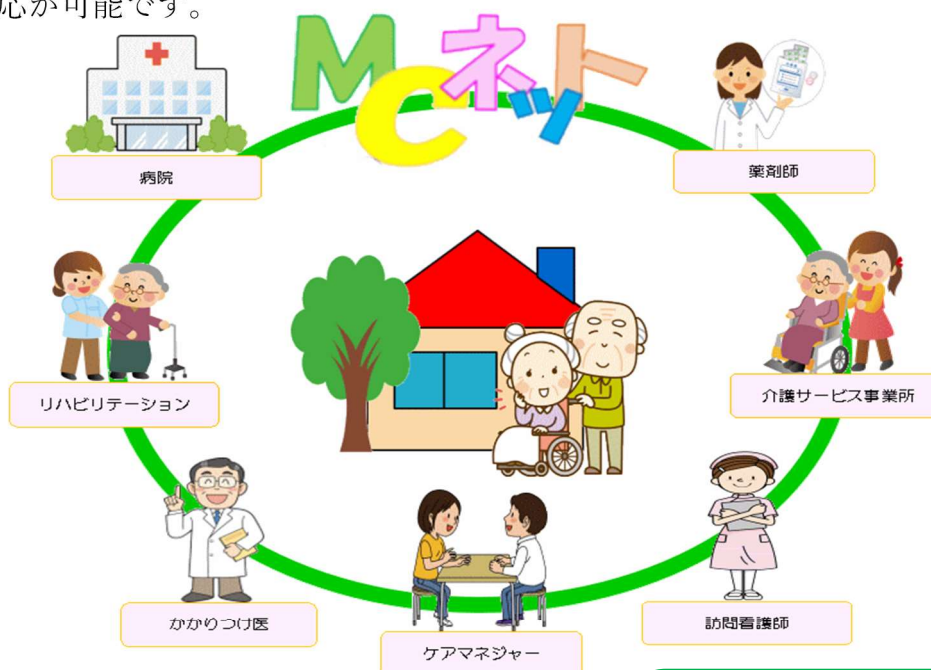
MC ネットを活用しましょう

◇MC ネットってなに？

『MC ネット』は、利用者様 1 名ごとに上越・妙高地域の病院・診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護事業所等の担当者が、利用者様が在宅に必要な医療・介護サービスを円滑に利用するための情報を共有する仕組みです。

◇MC ネットを使うとどんな良いことがあるの？

それぞれの専門職が利用者様に最適なサービスの提案や、変更、問題発生時の情報共有などを行うことができます。また、画像や動画の共有もできるため、お医者さんや、リハビリ専門職、看護師、介護職などが映像等で状態の確認もできるため、利用者様が在宅で生活するためのアドバイスも、よりきめ細やかな対応が可能です。



◇共有する情報の例

- ・日々の状況やご家族様の体調、家族・家庭の様子
- ・提供するサービスの内容
- ・関係者の確認したいこと、助言をもらいたいことなど

◇写真・動画も共有可能

- ・皮膚状態、食事形態、歩行時の姿勢
- ・環境整備に必要な室内写真など

◇MC ネットは個人情報の安全確保対策もしています。

個人情報の安全確保

『MC ネット』では、ご利用者様の医療・介護情報を守るために、次のような対策を講じています。

- (1) 「個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）」を定め、個人情報の厳格な管理を行っています。関係機関の加入にあたっては、利用手続上でも関係機関、個人の責任においてプライバシーの保護に十分留意することを義務付ける同意をもらっています。
- (2) MC ネットで医療や介護情報を閲覧することができるのは、そのご利用者様に関わる医療機関・事業所だけに限られます。医療・介護情報が利用者様に関わりの無い事業所に漏れることはありません。
- (3) 利用目的終了後、ご利用者様の個人情報は削除します。



【MC ネットの利用にあたって】

- 介護サービスをご利用になる方に対して、原則として担当する介護支援専門員がMC ネットについて説明し、利用の同意が得られた場合に限り、MC ネットの対象者となります。
- 担当する介護支援専門員が、関わる事業所に対し、MC ネットの患者グループに、ご利用者様から“同意をいただきMC ネットの利用を開始する”ことについて書き込みをし、利用が始まります。
- 同意書を提出いただいた場合であっても、いつでも同意を撤回することができます。なお、同意をされなかった場合や途中で同意を撤回した場合でも、今後の診療や介護サービスを受ける上で何ら不利益を被ることはありません。

MC ネット事務局

上越地域在宅医療推進センター（上越医師会館内）

[TEL 025-520-7500](tel:025-520-7500)

担当 相澤

<別紙 6>

個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）

個人情報の取り扱い

個人情報保護法に基づき、医療機関・介護サービス事業所では、個人情報の保護と情報を共有する内容/相手について、対象者・ご家族様に説明し、承諾を得ています。

MCネットでは、医療・介護にかかわる専門職として、個人情報の重要性を認識し、特にインターネットを介した情報のやり取りについては、対象者・ご家族様を始めとするすべての方々（以下「対象者さま」と総称します）の個人情報を保護することが社会的責務であると考え、その管理を徹底していきます。

MCネットでは、対象者さま及び参加事業所よりいただいた個人情報について、以下の通り取り扱います。

個人情報の管理

MCネットでは、対象者さまの個人情報への不正アクセス・紛失・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・MCネット参加事業所への研修などの必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行います。

個人情報の利用目的

対象者さまの個人情報は、よりよい医療／介護サービスを提供させていただくために、関わる事業者同士で迅速かつ円滑に共有する情報として、インターネットを介した電子掲示板（名称：患者グループ）に掲載させていただきます。また、利用目的終了後は、対象者さまの個人情報を遅滞なく削除いたします。

個人情報の第三者への開示・提供の禁止

MCネットでは、対象者さまの個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- ・対象者さまの同意がある場合
- ・対象者さまが希望される医療／介護サービスを行なうために、MCネット参加事業所が業務を委託する事業者に対して開示する場合
- ・法令に基づき開示することが必要である場合

個人情報の安全対策

MC ネットでは、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じています。

ご本人の照会

対象者さまが個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認のうえ、対応させていただきます。

法令、規範の遵守と見直し

MC ネットでは、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を必要に応じて適宜見直し、その改善に努めます。

利用システム・運用会社

エンブレース株式会社が提供する医療と介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」(MCS) を利用します。

エンブレース株式会社の個人情報保護方針をご確認下さい。

<https://www.medical-care.net/misc/privacy>

お問い合わせ

MC ネットに関するお問い合わせは下記までご相談ください。

【MC ネット事務局】

上越医師会 上越地域在宅医療推進センター

〒943-8555 上越市春日野 1-2-33

電話：025-520-7500

ファックス：025-520-8686

E-mail: aizawa@ganginet.jp

営業時間：原則として、平日 9:00-16:00 (土・日曜・祝日は休業)

令和 3 年 9 月 1 日

<別紙 7>

MC ネット利用についての同意書

私は、下記の担当者より「MCネット」について説明を受け、その目的や情報共有の仕方について理解しました。「MCネット」に参加している関係機関のうち、私の医療・介護に携わる方々が、私の医療・介護情報を正しく活用することに同意します。

＜対象となる方が記入する欄＞

※対象となる方が記入できない場合は家族または代理人の方が記入して下さい。

令和 年 月 日

住 所：

お 名 前：

印

＜ご家族又は代理人の方が記入する欄＞

お 名 前：

印

(続柄：)

＜説明した人＞

事業所名：

電話番号：

氏 名：

書類取扱者の方へ

2部作成し、1部は事業所管理者で保管、もう1部は対象者さまに本人控えとしてお渡しください。 自筆サインであれば印不要

〒943-8555 上越市春日野1-2-33 上越医師会館内

上越地域在宅医療推進センター